

綾瀬市新型インフルエンザ等対策本部の組織及び運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、綾瀬市新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年綾瀬市条例第14号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、綾瀬市新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 対策本部は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第15条第1項の規定により設置された政府対策本部が、国内発生早期又は国内感染期に入ったことを宣言し、基本的対処方針を公示したときに設置する。

(所掌事務)

第3条 対策本部においては、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 綾瀬市新型インフルエンザ等対策行動計画等に基づく新型インフルエンザ等対策の総合的推進及び評価、見直しに関すること。
- (2) 関係機関等との連絡調整に関すること。
- (3) その他、必要と認められる事項。

(組織)

第4条 条例第2条第2項に規定する新型インフルエンザ等対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副市長及び教育長をもって充てる。

- 2 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は欠けたときは、本部長があらかじめ指名する副本部長がその職務を代理する。
- 3 条例第2条第3項に規定する新型インフルエンザ等対策本部員（以下「本部員」という。）は、消防長、部長、議会事務局長、行政委員会の事務局長（部長相当職に限る。）及び担当部長をもって充てる。

(会議)

第5条 本部長は、条例第3条の規定に基づき、対策本部の会議（以下「会議」という。）を招集し、これを主宰する。

- 2 本部長が必要と認めるときは、会議に本部員以外の者の出席を求めることができ

る。

(庶務)

第 6 条 対策本部の庶務は、公衆衛生対策主管課及び危機管理対策主管課において処理する。

(解散)

第 7 条 本部長は、法第 2 1 条第 1 項の規定により政府対策本部が廃止されたときに対策本部を解散する。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、対策本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 6 年 3 月 1 0 日から施行する。